

# 障害児福祉手当のしおり

障害児福祉手当とは

精神または身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする児童に対して支給される手当です。

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の有無は問いません。

## 1 対象となる方

支給対象の要件（すべて満たすこと）

- 重度の障害の状態にあり、日常生活において常時特別の介護が必要であること
- 在宅であること
- 20歳未満であること

支給対象外となる場合

- 障害を支給事由とする公的年金を受けるとき
- 児童福祉法で定める障害児入所施設などに入所しているとき
- 受給資格者、配偶者、扶養義務者（同居する父母等の民法に定める者）の前年の所得が一定の額を超えるとき（毎年度所得の審査があります。）

## 2 認定基準について

次の表1の障害が1つ以上ある方

表1

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの（屈折異常は矯正視力による）</li><li>② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの</li><li>③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</li><li>④ 両上肢のすべての指を欠くもの</li><li>⑤ 両下肢の用を全く廃したもの</li><li>⑥ 両大腿を2分の1以上失ったもの</li><li>⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの</li><li>⑧ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</li><li>⑨ 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li><li>⑩ 身体に機能の障害若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li></ol> |
|---|

## 知的障害の場合でも手当を受けられる場合があります

知的障害のある方は、表1の⑨に当てはまる場合に手当を受けられます。  
その場合の基準は下記のとおりです。

### ■ 表1の⑨の基準

「食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難なもの」

知的障害の程度については、下の表2（知的機能の程度）に掲げる障害の程度が「最重度」とされるものが該当。

なお、この場合知能指数がおおむね20以下に相当する。

表2

段階 年齢	重度	最重度
5歳以下	1 ことばがごく少なく意志の表示は身ぶりなどで示す。 2 ある程度の感情表現はできる（笑ったり、怒ったり等）。 3 運動機能の発達の遅れが著しい。 4 身のまわりの始末はほとんどできない。 5 集団あそびはできない。	1 言語不能 2 最小限の感情表示（快、不快等） 3 歩行が不能またはそれにちかいかい。 4 食事、衣服の着脱などはまったくできない。
6歳 ～17歳	1 言語による意志表示はある程度可能。 2 読み書きの学習は困難である。 3 数の理解に乏しい。 4 身近なものの認知や区別はできる。 5 身辺処理は部分的に可能。 6 身近な人と遊ぶことはできるが長続きしない。	1 言語は数語のみ 2 数はほとんど理解できない。 3 食事、衣服の着脱などひとりではほとんどできない。
18歳 以上	1 日常会話はある程度できる。 2 ひらがなはどうか読み書きできる。 3 数量処理は困難	1 会話は困難 2 文字の読み書きはできない。 3 数の理解はほとんどできない。 4 身辺処理はほとんど不可能。 5 作業能力はほとんどない。

- (注) 1 「5歳以下」の欄は、おおむね4～5歳児の知的機能の程度を示したものであり、それ以下の年齢についてはこれと年齢相応の発達の程度を参考にして判定すること。
- 2 失禁、興奮、多寡動等の特別な介助を必要とする行動の障害等が認められる場合は、当該行動の障害等を勘案のうえ総合的に知的障害の程度を判定すること。

### 3 所得制限について

手当の申請者、その配偶者又は生計を同じくする扶養義務者の前年の所得額が、以下の限度額を超える場合は、その年の8月から翌年の7月分まで手当が支給されません。

なお、申請者（受給者）本人が、障害年金、遺族年金等の公的年金等を受給しているときは、当該受給額は所得に算入されます。

所得制限表（所得額＝収入－必要経費－所得控除額）

令和7年8月1日改正

扶養人数	本人	配偶者及び扶養義務者
0人	3,661,000円	6,287,000円
1人	4,041,000円	6,536,000円
2人	4,421,000円	6,749,000円
3人	4,801,000円	6,962,000円
4人	5,181,000円	7,175,000円
5人	5,561,000円	7,388,000円
	一人増すごとに 380,000円加算	一人増すごとに 213,000円加算

	項目	本人	配偶者 及び扶養義務者
控 除 額	医療費控除・小規模企業共済等掛金控除 雑損控除 その他（肉用牛売却による農業所得免除等）	控除相当額	
	社会保険料控除	控除相当額	80,000円
	配偶者特別控除	控除相当額（上限330,000円）	
	障害者控除 ※	270,000円	
	特別障害者控除 ※	400,000円	
	寡婦控除	270,000円	
	ひとり親控除	350,000円	
	勤労学生控除	270,000円	
加 算 額	老人控除対象配偶者・老人扶養	100,000円	
	老人扶養（老人扶養親族－1人でカウント）		60,000円
	特定扶養	250,000円	

※ 受給資格者本人に係るものについては控除されません。

#### 4 支給方法・手当額

月額 16,560円（令和8年4月現在）

手当は、原則、2月・5月・8月・11月に、それぞれ前月までの分が支給されます。

手当月額は、年度ごとに変更されることがあります。

#### 5 申請に必要なもの

- ①認定請求書
- ②所得状況届
- ③認定診断書
- ④個人番号（マイナンバー）が分かるもの（本人及び配偶者、扶養義務者のもの）
- ⑤身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（交付されている方のみ）
- ⑥障害のある方本人（児童）名義の預金口座

※③の様式は福祉政策課障害者福祉係の窓口で受け取っていただくか、ホームページからダウンロードしてください。障害種別によって様式が異なりますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

※上記のほかに、提出が必要となる書類が発生する場合があります。その際は、個別にご案内します。

※診断書の作成に係る費用は、申請者の負担となります。

#### **申請先・お問い合わせ先**

〒706-8510 岡山県玉野市宇野 1-27-1

玉野市役所 福祉政策課 障害者福祉係（市役所1階）

電話 0863-32-5556

F A X 0863-31-9179